

令和3年1月22日

保護者各位

東峰村立東峰学園
校長 梶原 秀昭

緊急事態宣言による新型コロナウイルス感染症への対応・登校について

保護者の皆様には、日頃から学校教育の充実・発展に向け、ご理解とご協力を頂いておりますことに心から感謝を申し上げます。

さて、先日令和3年1月13日付けで、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」）の対象区域に追加されたことを受けまして、教育委員会と合議の上お子様の登校の対応について下記のとおりといたしました。

なお、緊急事態宣言が解除された場合は、下記の1，2についてはお子様の場合のみの対応となります。したがって、同居家族の方に発熱等の風邪症状があってもお子様の登校に直接影響することはありません。

今後も、さらに感染拡大防止対策を取りながら教育活動を進めていきます。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 お子様（または同居の家族の方）が**発熱した場合は解熱後3日は**登校させないでください。出席停止になります。

2 お子様（または同居の家族の方）が**熱がなく風邪症状がある場合は**登校させないでください。出席停止になります。

また、その場合は医療機関に相談して、**医師から許可が出れば**登校させていただきます。

3 登校後において、児童生徒の体調の不調に気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、早退等の対応を取りますので、よろしくお願いします。

4 児童生徒が感染した場合、児童生徒並びにその同居家族が濃厚接触者に特定された場合、及び児童生徒が新型コロナウイルスの検査を受けた場合は、速やかに学校に連絡して下さい。

以上、よろしくお願いいたします。